

愛媛県教育委員会 2 月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成17年 2月23日（水）午後 3 時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

全国生涯学習フェスティバル推進室長 村上哲邦

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 後藤佳一

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 南 新平

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 3 時30分開会を宣する。

(2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成17年度当初予算について

教育次長 愛媛県議会 2 月定例会に提案予定の平成17年度当初予算案の教育委員会関係分について、概要を報告する。

砂田委員 厳しい財政状況の中、統合及び縮小した事業について質問する。

教育長 ほとんどの事業で 20% のシーリングの適用を受けて縮小しているが、校舎の耐震化、教員の資質向上及びスポーツ立県に係る事業については昨年度とほぼ同額の予算を確保して、厳しい中であっても特

色を出すことに留意した旨説明する。

砂田委員 「媛の国」柔道フェスティバル・イン武道館事業について、事業の継続及び種目の多様化について意見を述べる。

教育長 宝くじ財源を活用して開催することとしている。財政状況によるが、隔年で実施していきたいと考える旨説明する。

委員長 財政逼迫の状況でもあり、時代に合わないような支出は見直していくべきであると考え旨意見を述べる。

教育長 そのような観点で、歳出の見直しになお尽力する旨説明する。

学校と警察の連携によるえひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度について

高校教育課長 児童生徒の健全育成を一層推進するため、県教育委員会と県警察本部との間で、学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」に関する協定を結び、適正な情報交換を担保することとしたことについて報告する。

寝屋川市の教職員殺傷事件を受けた対応について

保健スポーツ課長 大阪府寝屋川市立中央小学校で起きた同校の卒業生が教員を殺傷した事件を受けた本県の対応について報告する。

委員長 再犯者による事件がかなりの数、報道されており、教育の現場だけでは解決できない領域もあると思われる旨意見を述べる。

星川委員 愛媛県でも起こりうるという危機意識を持って対応すべきであるが、開かれた学校づくりに影響がでることを心配する旨意見を述べる。

また、警察の対応にも限界があり、地域との連携を強化していくことで実質的な効果が上がると考える旨意見を述べる。

山口委員 今回のような事件が起こると、児童・生徒に人を疑う気持ちが大きくなることが心配であり、子供たちへのサポートが重要であると考え旨意見を述べる。

教育長 地域全体で児童・生徒を守っていくような長続きする対策を施していく必要があり、PTAなどとも相談して検討をしていきたい旨及び開かれた学校づくりは、今後も続けていきたいと考えている旨説明する。

(4) 議 事

委員長 議案第5号教職員の報賞について及びその他の協議事項の平成17年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰については人事案件であり、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議案第5号教職員の報賞については、その他の協議事項の後に審議することを宣する。

議案審議

委員長 議案第2号を上程する。

○議案第2号 愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により商業登記法の一部が改正されることに伴い、規則の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第3号を上程する。

○議案第3号 公立幼稚園の廃止認可について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 学校教育法第4条第1項の規定により、上島町の公立幼稚園の廃止を認可する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第4号を上程する。

○議案第4号 公立専修学校の廃止認可について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 学校教育法第82条の8第1項の規定により、八幡浜市の公立専修学校の廃止を認可する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 旧日本育英会の高校奨学金事業の都道府県への移管に伴い、移管対象である専修学校の高等課程に在学する者を新たに対象とするほか、県職員等に係る特別返還免除制度を廃止するための愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 教育長の給与の減額措置を来年度も継続するための、知事等の給与の特例に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県立博物館設置条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立歴史民俗博物館を廃止するための愛媛県立博物館設置条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県学校職員定数条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 県立学校及び市町立小・中学校の職員定数を改めるための、愛媛県学校職員定数条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

教育職員の給与に関する条例の一部改正について

教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員の給与に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県県立学校設置条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 平成17年3月28日から八幡浜市が、同年4月1日から伊予市及び西宇和郡伊方町が発足することに伴う、愛媛県県立学校設置条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県文化財保護条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

文化財保護課長 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、民族文化財として民俗技術を加える等のために、愛媛県文化財保護条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開と決定する旨宣する。

○平成17年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 平成17年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰の候補校について、公立小学校1校及び県立学校1校の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

(6) 議 事

議案審議

委員長 議案第5号を上程する。

議案第5号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程に基づき、永年勤続し勤務成績良好な教職員240名を報賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

教職員互助会の事業について

教育総務課長 大阪府の職員厚遇の報道を受けて本県の教職員の福利厚生事業を実施している教職員互助会の事業内容及び教職員の掛け金に対しての県からの補助金の割合等について報告する。

(7) 閉 会

委員長 午後 5 時 25 分閉会を宣する。